



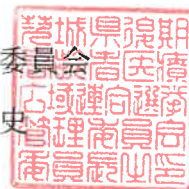
茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第12条第1項の規定により執行される茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙の選挙長及び同職務代理者を、茨城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則（平成20年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第8号）第3条第2項の規定に基づき選任したので、次のとおり告示する。

令和3年5月10日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 大木 安史



選挙長 本谷 忍

(茨城県後期高齢者医療広域連合事務局長)

選挙長職務代理者 関口 勝己

(茨城県後期高齢者医療広域連合事務局次長)

以上